



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年 1月 9日金曜日 第1522号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県消防学校規則の一部を改正する規則..... 1

告 示

医療機関の指定..... 1
 指定医療機関の名称の変更..... 1
 指定医療機関の廃止..... 2
 指定医療機関の辞退..... 2
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（3件）..... 2
 大規模小売店舗の届出に係る市町村等の意見の概要..... 3
 土地改良区役員の就退任の届出（3件）..... 4
 町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（6件）..... 5
 愛媛県林業構造事業費補助金交付規程の一部改正..... 6
 保安林の指定の解除（2件）..... 6
 解除予定保安林..... 7
 保安林の指定施業要件の変更予定..... 7
 同意の成立（漁獲共済）..... 7
 漁業の免許..... 7
 公有水面埋立免許の出願..... 7
 公有水面埋立免許..... 9
 公有水面埋立工事のしゅん功認可.....11
 開発行為に関する工事の完了.....12
 建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の一部改正.....12

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....12

公安委員会規則

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則及び愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則.....12

規 則

○愛媛県規則第1号

愛媛県消防学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県消防学校規則の一部を改正する規則

愛媛県消防学校規則（昭和38年愛媛県規則第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

愛媛県消防学校長（以下「校長」という。）は、消防学校の教育訓練の基準（平成15年11月消防庁告示第3号）に基づき、学校教育の種類又は種別ごとに教科目及び時間数を定めるものとする。

第2条第2項中「愛媛県消防学校長（以下「校長」という。）を「校長」に、「教科目別時間数を短縮する」を「時間数を増減する」に改める。

第11条第2項中「普通教育」を「基礎教育」に改める。

附 則

この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

平成16年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指 定 番 号	開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
2616	片 山 純	三 瀬 医 院	八幡浜市1182 - 1	平成15年 11月 4日
2617	廣 瀬 正 典	広瀬クリニック	今治市拜志 3 - 1	平成15年 12月 1日
2618	医療法人 周 水 舎	ふじえだファミリークリニック	伊予三島市中曽根町下秋則5074	平成15年 12月 1日
2619	社会福祉法人 旭 川 荘	旭川荘南愛媛病院	北宇和郡広見町大字永野市1607	平成15年 12月19日
2620	医療法人 かざはやくりニック	医療法人 かざはやくりニック	北条市中西内618	平成15年 12月19日
2621	医療法人 港南歯科クリニック	港南歯科クリニック	伊予市米湊1490 - 1	平成15年 12月19日
2622	麻生田 幸 雄	麻 生 田 医 院	宇和島市中央町一丁目 3 - 14	平成15年 12月19日
10612	吉村調剤薬局有限会社	吉村調剤薬局 城辺店	南宇和郡城辺町甲 2463 - 2	平成15年 10月 1日
10613	田 窪 康 雄	グリー ン 薬 局	越智郡伯方町大字 木浦甲3448 - 1	平成15年 10月 1日
10614	株式会社 スエト ッ プ	しんぐう 薬 局	宇摩郡新宮村大字 新宮50	平成15年 12月 1日

○愛媛県告示第2号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。

平成16年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指 定 番 号	新 名 称	旧 名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
10610	青 空 薬 局	柿 原 薬 局	宇和島市柿原甲13 52 - 4	平成15年 11月 1日
1757	医療法人社団久和会 立花病院	医療法人社団久和会 立花外科 病院	新居浜市喜光地町一丁目13 - 29	平成15年 12月 1日
2103	みよし循環器クリニック	三 好 医 院	伊予三島市寒川町 1181 - 1	平成15年 12月 3日

○愛媛県告示第3号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により指定した次の指定医療機関は、廃止年月日欄に掲げる日に廃止されたので、同項の規定による指定医療機関の指定の効力は、同日をもって消滅した。

平成16年 1月 9日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	開設者の氏名又は名称	名称	所在地	廃止年月日
1012	越智道弘	越智外科医院	今治市別宮町二丁目2-20	平成15年9月6日
1735	片山純	三瀬病院	八幡浜市1182-1	平成15年9月30日
10521	吉村すみ代	吉村調剤薬局城辺店	南宇和郡城辺町甲2463-2	平成15年9月30日
10539	田窪康雄	グリーン薬局	越智郡伯方町大字木浦甲1601-1	平成15年9月30日
10603	周村和枝	なごみ調剤薬局	伊予郡砥部町高尾田857-3	平成15年9月30日
2615	医療法人 陽成会	広瀬クリニック	今治市拝志3-1	平成15年11月19日

1955	医療法人 藤枝小児科	藤枝小児科	伊予三島市中央二丁目3-8	平成15年11月21日
1052	麻生田 幸雄	麻生田医院	宇和島市中央町二丁目3-1	平成15年11月30日
2425	土井田 純治	かざはやクリニック	北条市中西内618	平成15年11月30日
2114	阿部定則	鳥生医院	今治市北鳥生町四丁目403-1	平成15年12月1日

○愛媛県告示第4号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

平成16年 1月 9日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	開設者の氏名又は名称	名称	所在地	辞退年月日
10074	有限会社 天寿堂薬局	有限会社 天寿堂薬局	宇和島市恵美須町一丁目1-1	平成15年9月30日

○愛媛県告示第5号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年 1月 9日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
パルティ・フジ北斎院	松山市北斎院町698番1外	駐車場の自動車の出入口の数	6か所	7か所	平成15年4月17日	平成15年12月4日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第6号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに重信町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年 1月 9日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日 年 月 日
フジグラン重信・ディックE X重信	温泉郡重信町野田三丁目1番13号外	駐車場の自動車の出入口の数	23か所	24か所	平成15年12月5日	平成15年12月4日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに重信町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第7号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日 年 月 日
マルヨシセンター山越店	松山市山越三丁目72番地外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時	平成15年12月26日	平成15年12月11日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時45分から 午後10時15分まで	午前8時45分から 午後10時15分まで		
マルヨシセンター椿店	松山市古川北四丁目513番1	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時	平成15年12月15日	平成15年12月15日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時45分から 午後10時15分まで	午前8時45分から 午後10時15分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第8号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成16年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
ニトリ松山店	松山市中央一丁目86番地外	生活環境保持の見地からの意見はなし。	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全対策に配慮した駐車場の自動車の出入口の設定を行うこと。 ・必要な駐車台数を確保すること。 ・来店車両が店舗に円滑に入・出庫するための対策を講じること。 ・店舗周辺における騒音対策を講じること。

○愛媛県告示第9号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市古川乙土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	青 木 徹	西条市古川甲27番地 3
"	明 比 勲	西条市中野甲924番地
"	石 川 孝	西条市古川乙53番地 5
"	伊 東 要	西条市古川乙161番地
"	加 藤 友太郎	西条市禎瑞653番地
"	高 橋 静 雄	西条市禎瑞617番地
"	長 井 勝 世	西条市禎瑞629番地
"	広 瀬 司	西条市古川乙43番地 2
"	真 木 秀 明	西条市古川乙251番地
"	三 崎 数 広	西条市禎瑞1163番地 2
"	宮 武 益 男	西条市禎瑞670番地
"	山 地 伸 一	西条市古川甲159番地 1
監 事	伊 東 章	西条市禎瑞618番地
"	瀬 尾 宗 孝	西条市禎瑞641番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	青 木 徹	西条市古川甲27番地 3
"	明 比 孝	西条市中野甲924番地
"	池 田 博	西条市禎瑞626番地
"	伊 東 要	西条市古川乙161番地
"	岩 本 幸 雄	西条市禎瑞311番地
"	加 藤 友太郎	西条市禎瑞653番地
"	高 橋 静 雄	西条市禎瑞617番地
"	長 井 勝 世	西条市禎瑞629番地
"	真 木 秀 明	西条市古川乙251番地
"	三 崎 数 広	西条市禎瑞1163番地 2
"	宮 武 益 男	西条市禎瑞670番地
"	山 地 伸 一	西条市古川甲159番地 1
監 事	伊 東 章	西条市禎瑞618番地
"	瀬 尾 宗 孝	西条市禎瑞641番地

○愛媛県告示第10号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東予市壬生川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	矢 野 要	東予市壬生川848番地の 1
"	玉 井 功 美	東予市壬生川640番地の 2
"	稲 井 盛 司	東予市壬生川551番地の 4
"	柳 瀬 幸 夫	東予市壬生川903番地
"	稲 井 敏 夫	東予市喜多台392番地の 3
"	稲 井 馬 吉	東予市大新田227番地
監 事	柳 瀬 利 治	東予市壬生川453番地の 1
"	垂 水 強	東予市喜多台539番地の 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	矢 野 賢 一	東予市壬生川587番地の 1
"	矢 野 要	東予市壬生川848番地の 1
"	柳 瀬 利 治	東予市壬生川453番地の 1
"	柳 瀬 幸 夫	東予市壬生川903番地
"	玉 井 功 美	東予市壬生川640番地の 2
"	稲 井 豊 治	東予市喜多台544番地
監 事	稲 井 馬 吉	東予市大新田227番地
"	稲 井 昇	東予市壬生川561番地

○愛媛県告示第11号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、温泉郡中島町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 島 重 吉	温泉郡中島町大字大浦861番地
"	古 野 正 敏	温泉郡中島町大字大浦848番地

〃	大 濱 信 男	温泉郡中島町大字大浦530番地
〃	雲 出 豊	温泉郡中島町大字大浦1538番地
〃	松 村 博 信	温泉郡中島町大字大浦1591番地
〃	南 和 樹	温泉郡中島町大字小浜489番地
〃	田 原 英 記	温泉郡中島町大字小浜895番地
〃	高 橋 紀	温泉郡中島町大字小浜28番地
〃	徳 山 年 春	温泉郡中島町大字長師1009番地
〃	土 居 尊 富	温泉郡中島町大字長師1411番地
〃	新 藤 修 二	温泉郡中島町大字宮野565番地
〃	池 下 克 明	温泉郡中島町大字宮野403番地 2
〃	石 原 市 郎	温泉郡中島町大字神浦583番地
〃	太 田 正 志	温泉郡中島町大字神浦785番地
〃	吉 岡 勝 利	温泉郡中島町大字神浦1636番地
監 事	岡 田 幸 雄	温泉郡中島町大字神浦1613番地
〃	高 橋 定 行	温泉郡中島町大字小浜甲1334番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	俊 成 芳 秀	温泉郡中島町大字大浦663番地
〃	大 宮 孝 志	温泉郡中島町大字大浦1781番地
〃	大 本 一	温泉郡中島町大字大浦3226番地
〃	中 野 村 吉	温泉郡中島町大字大浦3215番地
〃	黒 田 隆 介	温泉郡中島町大字大浦1518番地
〃	南 和 樹	温泉郡中島町大字小浜489番地
〃	高 橋 紀	温泉郡中島町大字小浜28番地
〃	河 崎 康 範	温泉郡中島町大字小浜902番地
〃	徳 山 年 春	温泉郡中島町大字長師1009番地
〃	野 中 儀 一	温泉郡中島町大字長師1016番地
〃	田 中 福 重	温泉郡中島町大字宮野1789番地
〃	新 藤 修 二	温泉郡中島町大字宮野565番地
〃	吉 岡 勝 利	温泉郡中島町大字神浦1636番地
〃	石 原 市 郎	温泉郡中島町大字神浦583番地
〃	太 田 正 志	温泉郡中島町大字神浦785番地
監 事	岡 田 幸 雄	温泉郡中島町大字神浦1834番地
〃	高 橋 定 行	温泉郡中島町大字小浜甲1334番地

○愛媛県告示第12号

砥部町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・麻生地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・麻生地区）計画書の写し
 - 砥部町営土地改良事業等の分担金等徴収に関する条例の写し
- 縦覧期間
平成16年1月10日から1月29日まで
- 縦覧場所

砥部町役場

○愛媛県告示第13号

砥部町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・宮内(1)地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・宮内(1)地区）計画書の写し
 - 砥部町営土地改良事業等の分担金等徴収に関する条例の写し
- 縦覧期間
平成16年1月10日から1月29日まで
- 縦覧場所
砥部町役場

○愛媛県告示第14号

内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・本村地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・本村地区）計画書の写し
 - 内子町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 縦覧期間
平成16年1月10日から1月29日まで
- 縦覧場所
内子町役場

○愛媛県告示第15号

内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・熊の滝地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・熊の滝地区）計画書の写し
 - 内子町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 縦覧期間

平成16年1月10日から1月29日まで

- 3 縦覧場所
内子町役場

○愛媛県告示第16号

五十崎町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・岡地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
(1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・岡地区）計画書の写し
(2) 五十崎町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成16年1月10日から1月29日まで
- 3 縦覧場所
五十崎町役場

○愛媛県告示第17号

五十崎町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・門松地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
(1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・門松地区）計画書の写し
(2) 五十崎町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成16年1月10日から1月29日まで
- 3 縦覧場所
五十崎町役場

○愛媛県告示第18号

愛媛県林業構造改善事業費補助金交付規程（昭和40年11月愛媛県告示第1037号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 第1条中「一部事務組合」を「地方公共団体の組合」に改める。
- 第2条中「別表第7」を「別表第6」に改める。
- 第4条第1項及び第5条中「別表第6」を「別表第5」に改める。
- 別表第1 林業・木材産業構造改革推進事業の部2の項経費

の配分の変更の欄2、同項事業の内容の変更の欄及び別表第2 林業経営構造対策事業の部1の項(6)補助率の欄イ中「別表第7」を「別表第6」に改める。

別表第3 木材産業構造改革事業の部1の項経費の欄中「林業経営構造対策事業計画」を「木材産業構造改革事業計画」に改め、同項(3)補助率の欄ア中「林業経営の構造対策」を「木材産業の構造改革」に改め、同項(3)同欄イ中「別表第7」を「別表第6」に、「林業経営の構造対策」を「木材産業の構造改革」に改める。

別表第5 経営基盤強化林業構造改善事業の部を削る。

別表第6を削り、別表第7二の表林業生産効率化事業の部効率化施設整備事業の項呼称単位の欄中「箇所」を「箇所」に改め、同表経営安定化支援体制整備事業の部特用林産物活用施設等整備事業の項工種又は施設区分の欄及び別表第7四の表しいたけ構造改革促進事業の部特用林産物活用施設等整備事業の項工種又は施設区分の欄中「人口ほだ場」を「人工ほだ場」に改め、別表第7五の表中「五 林業構造改善事業」を「五 地域林業経営集約化型林業構造改善事業」に改め、別表第7五(1)の表を削り、別表第7五(2)の表中「(2) 地域林業経営集約化型林業構造改善事業」を削り、別表第7六の表を削り、別表第7を別表第6とする。

○愛媛県告示第19号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
越智郡吉海町大字福田2の4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第20号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
松山市由良町乙96の2、乙96の3、乙128の3、乙128の4、乙128の6から乙128の8まで、乙184の3、乙184の5から乙184の7まで、乙190の8、乙203の5、乙203の8、乙274の12、門田町丙233の3・丙233の5・丙233の6（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、丙181の11から丙181の14まで、丙181の20、丙193の5、丙213の8、丙216の2、丙217の5、丙217の6、丙224の7、丙233の15、泊町甲462の190、甲462の192、甲462の201、甲462の254
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由

農道用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第21号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所
南宇和郡城辺町僧都850の7
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第22号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
東宇和郡野村町大字野村17号14の1、17号23の1、17号41の1、17号57の1、17号58の1、17号59の1
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健

○愛媛県告示第24号

漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定に基づき平成16年1月1日次のように定置漁業を免許した。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加戸守行

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	漁業権の存続期間
定第1号	西宇和郡伊方町二見甲1325番地の1 櫻尾象志	平成15年9月12日愛媛県告示第1802号のとおり	平成16年1月1日から平成20年12月31日まで
定第2号	南宇和郡西海町内泊244番地 吉田正志	平成15年9月12日愛媛県告示第1802号のとおり	平成16年1月1日から平成20年12月31日まで

○愛媛県告示第25号

次のように公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、西条地方局伊予三島土木事務所及び伊予三島市役所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
伊予三島市

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字野村17号59の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び野村町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第23号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加戸守行

区 域	区 分
深浦区域(深浦漁業協同組合の地区)	主としてまき網を使用して営む漁業

伊予三島市宮川4丁目6番55号

代表者 市長 篠永善雄

伊予三島市中之庄町217番地2

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

(ア) 全体

伊予三島市寒川町字岩崎4781番から同市具定町字倉之内708番3までの地先公有水面

(イ) 1工区

伊予三島市寒川町字岩崎4781番から同市寒川町字神ノ木229番1までの地先公有水面

(ウ) 2工区

伊予三島市寒川町字岩崎4781番から同市具定町字倉之内708番3までの地先公有水面

イ 区域

(ア) 全体

次の各点を順次直線で結んだ線並びに1点と6点を結ぶ平成14年の秋分の満潮位(D.L.+4.33メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点(国土地理院「浜之前(偏心点)」四等三角点、伊予三島市中之庄町1671番1)は、北緯33度58分44.1225秒、東経133度31分28.3768秒の地点

1点は、基点から真北218度52分13秒905.21メートルの地点

2点は、1点から真北327度27分05秒379.39メートルの地点

3点は、2点から真北57度27分05秒500.00メートルの地点

4点は、3点から真北147度27分05秒219.50メートルの地点

5点は、4点から真北57度27分05秒1.66メートルの地点

6点は、5点から真北147度27分05秒134.98メートルの地点

(イ) 1工区

次の各点を順次直線で結んだ線並びに1点と9点を結ぶ平成14年の秋分の満潮位(D.L.+4.33メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点(国土地理院「浜之前(偏心点)」四等三角点、伊予三島市中之庄町1671番1)は、北緯33度58分44.1225秒、東経133度31分28.3768秒の地点

1点は、基点から真北218度52分13秒905.21メートルの地点

7点は、1点から真北327度27分05秒159.89メートルの地点

8点は、7点から真北57度27分05秒400.00メートルの地点

9点は、8点から真北147度27分05秒154.30メートルの地点

(ウ) 2工区

次の各点を順次直線で結んだ線並びに9点と6点を結ぶ平成14年の秋分の満潮位(D.L.+4.33メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点(国土地理院「浜之前(偏心点)」四等三角点、伊予三島市中之庄町1671番1)は、北緯33度58分44.1225秒、東経133度31分28.3768秒の地点

9点は、基点から真北205度45分15秒538.32メートルの地点

8点は、9点から真北327度27分05秒154.30メートルの地点

7点は、8点から真北237度27分05秒400.00メートルの地点

2点は、7点から真北327度27分05秒219.50メートルの地点

3点は、2点から真北57度27分05秒500.00メートルの地点

4点は、3点から真北147度27分05秒219.50メートルの地点

5点は、4点から真北57度27分05秒1.66メートルの地点

6点は、5点から真北147度27分05秒134.98メートルの地点

ウ 面積

全体 194,427.95平方メートル

1工区 69,952.29平方メートル

2工区 124,475.66平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

(ア) 全体

伊予三島市寒川町字岩崎4782番から同市具定町字倉之内623番2までの地先公有水面及び陸域

(イ) 1工区

伊予三島市寒川町字岩崎4782番から同市寒川町字神ノ木229番1までの地先公有水面及び陸域

(ウ) 2工区

伊予三島市寒川町字岩崎4782番から同市具定町字倉之内623番2までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

(ア) 全体

次の各点を順次直線で結んだ線並びにA点とG点を結んだ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「浜之前(偏心点)」四等三角点、伊予三島市中之庄町1671番1)は、北緯33度58分44.1225秒、東経133度31分28.3768秒の地点

A点は、基点から真北223度16分25秒1,039.69メートルの地点

B点は、A点から真北327度27分05秒494.60メートルの地点

C点は、B点から真北57度27分05秒800.00メートルの地点

D点は、C点から真北147度27分05秒478.62メートルの地点

E点は、D点から真北226度21分55秒254.75メートルの地点

F点は、E点から真北228度24分37秒155.48メートルの地点

G点は、F点から真北233度56分01秒130.04メートルの地点

(イ) 1工区

次の各点を順次直線で結んだ線並びにA点とG点を結んだ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「浜之前(偏心点)」四等三角点、伊予三島市中之庄町1671番1)は、北緯33度58分44.1225秒、東経133度31分28.3768秒の地点

A点は、基点から真北223度16分25秒1,039.69メ

ートルの地点
 H点は、A点から真北 327 度27分05秒126 .10メー
 トルの地点
 I点は、H点から真北57度27分05秒550 .00メー
 トルの地点
 E点は、I点から真北 147 度27分05秒159 .11メー
 トルの地点
 F点は、E点から真北 228 度24分37秒155 .48メー
 トルの地点
 G点は、F点から真北 233 度56分01秒130 .04メー
 トルの地点

(ウ) 2 工区

次の各点を順次直線で結んだ線並びにE点とD点を結んだ線により囲まれた区域

基点（国土地理院「浜之前（偏心点）」四等三角点、伊予三島市中之庄町1671番1）は、北緯33度58分44.1225秒、東経133度31分28.3768秒の地点

E点は、基点から真北 205 度19分15秒540 .86メー
トルの地点

I点は、E点から真北 327 度27分05秒159 .11メー
トルの地点

H点は、I点から真北 237 度27分05秒550 .00メー
トルの地点

B点は、H点から真北 327 度27分05秒368 .50メー
トルの地点

C点は、B点から真北57度27分05秒800 .00メー
トルの地点

D点は、C点から真北 147 度27分05秒478 .62メー
トルの地点

ウ 面積

全体 421,448.01平方メートル

1 工区 92,995.23平方メートル

2 工区 328,452.78平方メートル

3 埋立地の用途

用 途	配 置	規 模
パルプ・紙・紙加工品製造業用地	埋立地の北側に位置	約 106,950㎡
製造業用地	埋立地の南側に位置	約 40,710㎡
建設業用地	埋立地の西側にあつて、パルプ・紙・紙加工品製造業用地と製造業用地との間に位置	約 19,300㎡
廃棄物処理業用地	パルプ・紙・紙加工品製造業用地、緑地、製造業用地及び建設業用地の間に位置	約 8,060㎡
緑地	埋立地の東側に位置	約 15,400㎡
護岸用地	埋立地の外周に位置	約 4,010㎡

4 出願年月日

平成15年12月16日

○愛媛県告示第26号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規

定により、次のように埋立てを免許した。

平成16年 1月 9日

弓削港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町122番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

(ア) 1 工区

越智郡弓削町下弓削119番から同121番1を経て同121番2に至る間の地先公有水面

(イ) 2 工区

越智郡弓削町明神652番から同町下弓削1030番2に至る間の地先公有水面

(ウ) 3 工区

越智郡弓削町明神60番から同73番を経て同62番に至る間の地先公有水面

イ 区域

(ア) 1 工区

次の1点から8点までを順次直線で結んだ線、8点と9点を結ぶ平成14年秋分の満潮位（T.P.+1.71メートル）における公有水面と岳ノ下防波堤との境界線並びに9点と1点を結ぶ平成14年秋分の満潮位（T.P.+1.71メートル）における陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（越智郡弓削町下弓削119番地先の岳ノ下防波堤先端に設置された金属鉋）は、北緯34度15分30秒、東経133度12分05秒の地点

1 点は、基点から真北66度24分26秒185.39メー
トルの地点

2 点は、1点から真北205度30分16秒6.69メー
トルの地点

3 点は、2点から真北295度38分52秒70.09メー
トルの地点

4 点は、3点から真北205度38分52秒1.11メー
トルの地点

5 点は、4点から真北295度38分52秒4.20メー
トルの地点

6 点は、5点から真北25度38分52秒1.11メー
トルの地点

7 点は、6点から真北295度38分52秒27.92メー
トルの地点

8 点は、7点から真北287度31分45秒3.92メー
トルの地点

9 点は、8点から真北31度12分46秒10.88メー
トルの地点

(イ) 2 工区

次の10点から20点までを順次直線で結んだ線並び

に20点と10点を結ぶ平成14年秋分の満潮位（T・P・+1.71メートル）における陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（越智郡弓削町下弓削119番地先の岳ノ下防波堤先端に設置された金属鉄）は、北緯34度15分30秒、東経133度12分05秒の地点

10点は、基点から真北335度32分12秒262.44メートルの地点

11点は、10点から真北315度34分24秒9.66メートルの地点

12点は、11点から真北317度43分18秒9.66メートルの地点

13点は、12点から真北319度52分13秒9.66メートルの地点

14点は、13点から真北322度01分07秒9.66メートルの地点

15点は、14点から真北324度10分02秒9.66メートルの地点

16点は、15点から真北326度18分56秒9.66メートルの地点

17点は、16点から真北328度27分51秒9.66メートルの地点

18点は、17点から真北330度36分45秒9.66メートルの地点

19点は、18点から真北331度41分12秒51.95メートルの地点

20点は、19点から真北330度59分59秒12.00メートルの地点

(ウ) 3工区

次の21点から35点までを順次直線で結んだ線並びに35点と21点を結ぶ平成14年秋分の満潮位（T・P・+1.71メートル）における陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（越智郡弓削町下弓削119番地先の岳ノ下防波堤先端に設置された金属鉄）は、北緯34度15分30秒、東経133度12分05秒の地点

21点は、基点から真北348度23分29秒593.83メートルの地点

22点は、21点から真北24度25分54秒5.09メートルの地点

23点は、22点から真北21度03分29秒6.04メートルの地点

24点は、23点から真北17度31分51秒5.04メートルの地点

25点は、24点から真北14度08分04秒5.99メートルの地点

26点は、25点から真北11度09分34秒7.08メートルの地点

27点は、26点から真北8度44分23秒12.66メートルの地点

28点は、27点から真北7度20分53秒19.71メートルの地点

29点は、28点から真北277度20分53秒1.03メー

ルの地点

30点は、29点から真北7度20分53秒0.50メートルの地点

31点は、30点から真北97度20分53秒0.40メートルの地点

32点は、31点から真北7度20分53秒2.00メートルの地点

33点は、32点から真北277度20分53秒0.40メートルの地点

34点は、33点から真北7度20分53秒1.35メートルの地点

35点は、34点から真北82度28分48秒1.42メートルの地点

ウ 面積

1工区 1,506.19平方メートル

2工区 839.42平方メートル

3工区 519.39平方メートル

合計 2,865.00平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

(ア) 1工区

越智郡弓削町下弓削118番1から同121番2に至る間の地先公有水面及び陸域

(イ) 2工区

越智郡弓削町明神652番から同町下弓削1030番2に至る間の地先公有水面及び陸域

(ウ) 3工区

越智郡弓削町明神58番から同653番に至る間の地先公有水面及び陸域

イ 区域

(ア) 1工区

次のA点からK点までを順次直線で結んだ線並びにK点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（越智郡弓削町下弓削119番地先の岳ノ下防波堤先端に設置された金属鉄）は、北緯34度15分30秒、東経133度12分05秒の地点

A点は、基点から真北72度31分39秒207.21メートルの地点

B点は、A点から真北205度30分16秒52.26メートルの地点

C点は、B点から真北295度30分16秒152.51メートルの地点

D点は、C点から真北31度12分46秒58.72メートルの地点

E点は、D点から真北130度59分14秒12.03メートルの地点

F点は、E点から真北106度26分58秒68.92メートルの地点

G点は、F点から真北113度34分12秒6.42メートルの地点

H点は、G点から真北134度47分01秒6.16メートルの地点

I点は、H点から真北165度26分29秒6.55メー

ルの地点

J点は、I点から真北 177 度21分12秒7.11メー

ルの地点

K点は、J点から真北 138 度57分51秒3.48メー

ルの地点

(イ) 2 工区

次のL点からR点までを順次直線で結んだ線並びにR点とL点を直線で結んだ線により囲まれた区域
基点(越智郡弓削町下弓削 119 番地先の岳ノ下防波堤先端に設置された金属鉄)は、北緯34度15分30秒、東経 133 度12分05秒の地点

L点は、基点から真北 336 度01分27秒263.24メー
トルの地点

M点は、L点から真北 225 度59分18秒 58.40メー
トルの地点

N点は、M点から真北 331 度41分12秒185.97メー
トルの地点

O点は、N点から真北61度41分12秒 43.80メー
トルの地点

P点は、O点から真北 158 度37分19秒 17.02メー
トルの地点

Q点は、P点から真北 144 度56分38秒138.00メー
トルの地点

R点は、Q点から真北 140 度04分03秒7.59メー
トルの地点

(ロ) 3 工区

次のS点からX点までを順次直線で結んだ線並びにX点とS点を直線で結んだ線により囲まれた区域
基点(越智郡弓削町下弓削 119 番地先の岳ノ下防波堤先端に設置された金属鉄)は、北緯34度15分30秒、東経 133 度12分05秒の地点

S点は、基点から真北 346 度20分43秒643.32メー
トルの地点

T点は、S点から真北 0 度00分00秒 45.89メー
トルの地点

U点は、T点から真北90度00分00秒 45.56メー
トルの地点

V点は、U点から真北 172 度12分23秒 71.59メー
トルの地点

W点は、V点から真北 195 度12分31秒 43.38メー
トルの地点

X点は、W点から真北 270 度15分45秒 21.43メー
トルの地点

ウ 面積

1 工区 8,661.49平方メートル

2 工区 8,943.74平方メートル

3 工区 4,898.14平方メートル

合 計 22,503.37平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地 約 1,760平方メートル

護岸用地 約 1,080平方メートル

水路用地 約 20平方メートル

4 埋立免許年月日

平成15年12月22日

○愛媛県告示第27号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、大西町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

越智郡陸地部土地開発公社

越智郡波方町大字樋口甲 250 番地

代表者 理事長 片上修二郎

越智郡波方町大字樋口甲 222 番地

2 埋立区域

(1) 位置

越智郡大西町大字脇甲 882 番 4 から同大字大井浜 186 番に至る地先公有水面

(2) 区域

次の1点から10点までを順次直線で結んだ線、10点から真北 358 度43分27秒 15.00メートル地点を円心とする半径 15.00メートルの円周で10点と11点とを結ぶ南西側の円弧、11点から14点までを順次直線で結んだ線、並びに14点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P.+1.85メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点(越智郡大西町大字脇甲1082番3国土地理院「新開」四等三角点)は、北緯34度03分 37.8307秒、東経 132度54分 55.6281秒の地点

1 点は、基点から真北29度17分40秒507.19メートルの地点

2 点は、1点から真北 330 度06分40秒0.73メートルの地点

3 点は、2点から真北 240 度08分30秒1.05メートルの地点

4 点は、3点から真北 330 度08分32秒 17.68メートルの地点

5 点は、4点から真北44度37分09秒 56.67メートルの地点

6 点は、5点から真北 315 度45分07秒 27.55メートルの地点

7 点は、6点から真北 268 度43分27秒 54.46メートルの地点

8 点は、7点から真北 298 度36分34秒3.94メートルの地点

9 点は、8点から真北 327 度56分43秒2.26メートルの地点

10 点は、9点から真北 268 度39分32秒 10.28メートルの地点

11 点は、10点から真北 313 度44分36秒 21.20メートル

の地点

12点は、11点から真北 358 度43分27秒 94.98 メートル

の地点

13点は、12点から真北88度42分52秒140.96メートルの

地点

14点は、13点から真北43度44分18秒 50.00 メートルの

地点

(3) 面積

22,200.84平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成12年3月10日 愛媛県指令11港第564号

4 しゅん功認可年月日

平成16年1月9日

○愛媛県告示第28号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
15松局伊土検（開）第36号 平成15年12月18日	伊予市上吾川甲1037番1	伊予市下吾川658番地3 山先弘晃
15松局伊土検（開）第37号 平成15年12月18日	伊予市上吾川甲1037番3	伊予市上吾川甲1034番地 谷平和之
15松局伊土検（開）第38号 平成15年12月18日	伊予郡松前町大字西高柳字人家裡208番、209番1、210番1及び208 番地先農道	伊予市上吾川甲35番地1 芳我不動産 代表者 芳我孝義
15松局建（開）第24号 平成15年12月22日	北条市八反地字宮山路甲11番3	山口県岩国市南岩国町五丁目48番35号 玉井司

○愛媛県告示第29号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第2項の規定により指定確認検査機関から住所及び確認検査の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定（平成15年6月愛媛県告示

第1344号）の一部を次のように改正する。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加戸守行

1及び4中「愛媛県松山市二番町四丁目1番地5」を「愛媛県松山市千舟町六丁目4番地2」に改める。

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年1月9日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年12月25日	特定非営利活動法人 うちぬき21プロジェクト	神野 顕 彰	西条市神拝甲312番地	この法人は、西条市及びその周辺地域に対して、自然と文化の高揚に関する事業を行い、ふるさとづくりを行うことによって公益に寄与することを目的とする。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第1号

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則及び愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年1月9日

愛媛県公安委員会委員長 宮本一成

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則及び愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

（愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則の一部改正）

第1条 愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則（平成13年愛媛県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「、古川町」及び「、朝生田町」を削り、「和泉」を「和泉北四丁目、和泉南一～六丁目」に改める。

（愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部改正）

第2条 愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和45年愛媛県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の(9)の表朝生田交番の項所管区の欄中「古川町、」及び「、朝生田町」を削り、「和泉」を「和泉北四丁目、和泉南一～六丁目」に改める。

附 則

この規則は、平成16年1月26日から施行する。

